



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年7月12日金曜日 第2486号外2

◇ 目 次 ◇
告 示

予算要領の公表..... (財政課) 1

告 示

○愛媛県告示第828号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成25年6月愛媛県議会定例会において議決された予算の要領を次のとおり公表する。

平成25年7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

平成25年度愛媛県一般会計補正予算

歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 3,781,612	千円 219,911	千円 4,001,523
	2 負担金	3,715,991	219,911	3,935,902
9 国庫支出金		71,494,253	3,656,389	75,150,642
	1 国庫負担金	41,910,074	633,828	42,543,902
	2 国庫補助金	27,538,847	3,009,540	30,548,387
	3 委託金	2,045,332	13,021	2,058,353
10 財産収入		1,943,063	73	1,943,136
	1 財産運用収入	1,478,265	73	1,478,338
11 寄附金		41,765	6,132	47,897
	1 寄附金	41,765	6,132	47,897
12 繰入金		28,719,041	893,206	29,612,247
	2 基金繰入金	28,671,055	893,206	29,564,261
14 諸収入		70,530,421	1,213,476	71,743,897
	4 貸付金元利収入	57,360,585	1,200,000	58,560,585
	8 雑収入	1,894,669	13,476	1,908,145
15 県債		82,544,000	1,808,000	84,352,000

	1 県	債	82,544,000	1,808,000	84,352,000	
歳	入	合	計	597,690,000	7,797,187	605,487,187

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 63,834,983	千円 177,138	千円 64,012,121
	2 環境生活費	5,997,073	116,152	6,113,225
	3 企画費	2,033,493	23,249	2,056,742
	4 徴税費	39,228,109	37,737	39,265,846
3 民生費		83,277,607	64,558	83,342,165
	1 社会福祉費	67,428,029	62,721	67,490,750
	3 生活保護費	2,493,141	1,837	2,494,978
5 労働費		4,726,298	86,636	4,812,934
	2 職業訓練費	4,056,126	86,636	4,142,762
6 農林水産業費		35,582,346	1,324,539	36,906,885
	1 農業費	7,203,797	888	7,204,685
	3 農地費	9,048,755	8,150	9,056,905
	4 林業費	10,509,291	227,230	10,736,521
	5 水産業費	7,507,580	1,088,271	8,595,851
7 商工費		61,016,302	1,205,578	62,221,880
	1 商工業費	60,467,192	1,200,000	61,667,192
	2 観光費	549,110	5,578	554,688
8 土木費		55,373,705	4,898,483	60,272,188
	2 道路橋りょう費	25,297,281	1,450,864	26,748,145
	3 河川海岸費	11,439,832	1,520,545	12,960,377
	4 港湾費	3,890,099	619,789	4,509,888
	5 都市計画費	7,241,219	1,307,285	8,548,504
9 警察費		31,236,609	18,666	31,255,275
	1 警察管理費	28,626,483	18,666	28,645,149
10 教育費		139,502,399	21,589	139,523,988

	1 教 育 総 務 費	10,342,624	14,168	10,356,792
	6 社 会 教 育 費	2,598,450	7,421	2,605,871
歳 出	合 計	597,690,000	7,797,187	605,487,187

繰越明許費補正

款	項	事 業 名	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	農 地 防 災 事 業 費	千円 1,575,299	千円 1,583,449
	4 林 業 費	造 林 費	622,419	848,498
	5 水 産 業 費	漁 港 建 設 費	2,072,222	3,150,048
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道 路 橋 り よ う 新 設 改 良 費	10,531,361	11,920,867
	3 河 川 海 岸 費	河 川 改 良 費	1,104,633	1,307,816
		海 岸 保 全 費	139,392	534,733
		砂 防 費	3,507,706	4,429,727
	4 港 湾 費	港 湾 建 設 費	1,784,976	2,404,765
	5 都 市 計 画 費	街 路 事 業 費	4,338,469	5,499,434
公 園 費		1,342,183	1,488,503	

債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
九 島 架 橋 整 備 受 託 事 業			平成25年度から 平成27年度まで	千円 2,950,000

地方債補正

起 債 の 目 的	限 度 額			起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法 等
	補正前の額	補 正 額	計			
港 湾 事 業	千円 646,000	千円 271,000	千円 917,000	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は債券発行 (3) 借入時期等 平成25年度事業又は財政 及び融資機関の都合によ り、翌年度以降に繰り越 して借入れすることがで きる。また、知事におい て必要があるときは、適 宜償還年限を定め起債前	年6.0%以内(ただし、利 率見直し方式で借り入れる 場合において利率の見直し が行われた後は、その見直 し後の利率)	(1) 償還方法 元利均等償還等 (2) 償還期限 平成55年度まで30年以内 (3) 据置期間 平成30年度まで5年以内 (4) 繰上償還等 財政の都合により繰上償還、 償還年限の短縮又は低利債 に借り換えることができる。 (5) 償還財源 一般財源又は特定財源
河 川 事 業	3,460,000	132,000	3,592,000			
海 岸 事 業	218,000	205,000	423,000			
農 業 農 村 事 業	1,114,000		1,114,000			
災 害 関 連 事 業	2,383,000	427,000	2,810,000			
空 港 事 業	56,000		56,000			
造 林 事 業	112,000	65,000	177,000			

治 山 事 業	749,000		749,000
林 道 事 業	351,000		351,000
水 産 基 盤 事 業	196,000	96,000	292,000
都 市 計 画 事 業	401,000	73,000	474,000
砂 防 事 業	77,000		77,000
道 路 事 業	14,089,000	539,000	14,628,000
公 営 住 宅 建 設 事 業	11,000		11,000
高 等 学 校 整 備 事 業	1,971,000		1,971,000
織 維 産 業 技 術 セ ン タ ー 整 備 事 業	195,000		195,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	159,000		159,000
今 治 警 察 署 庁 舎 等 整 備 事 業	741,000		741,000
独 立 行 政 法 人 日 本 高 速 道 路 保 有 ・ 債 務 返 済 機 構 出 資 金	3,017,000		3,017,000
石 綿 健 康 被 害 救 済 基 金 拠 出 金	17,000		17,000
自 然 災 害 防 止 事 業	239,000		239,000
非 常 用 発 電 設 備 整 備 事 業	417,000		417,000
第 一 別 館 耐 震 改 修 事 業	447,000		447,000
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	7,000		7,000
障 害 福 祉 施 設 整 備 事 業	7,000		7,000
災 害 土 木 復 旧 事 業	1,764,000		1,764,000
臨 時 財 政 対 策 債	45,600,000		45,600,000
退 職 手 当 債	4,100,000		4,100,000
計	82,544,000	1,808,000	84,352,000

貸を受け、一時この県債に代えることができる。この場合における県債の借入時期は、起債前貸の償還最終期までこれを延長する。

(6) その他
政府その他より借り入れる場合においてその融通条件が異なるときは、その融通条件による。